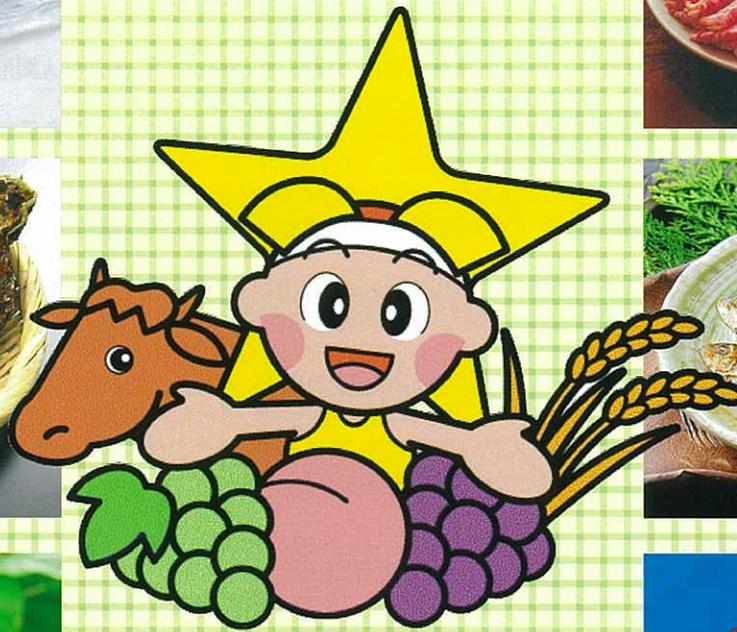


岡山県食の安全・安心の確保及び食育の推進に関する条例



岡山県マスコット ももっち

岡山県では、食の安全・安心の確保及び食育の推進に関して基本理念を定め、関係者の責務と役割を明らかにして、食の安全・安心を確保するとともに、食育を推進するため、「**岡山県食の安全・安心の確保及び食育の推進に関する条例**」を制定しました。

[平成18年12月26日公布・施行(一部、平成19年4月1日施行)]

制定の背景

BSEや輸入野菜の残留農薬、食品の偽装表示の問題など、食の安全や安心を揺るがす出来事が相次いだことから、岡山県では知事を本部長とする「岡山県食の安全・食育推進本部」のもと、食の安全基本方針を策定し、生産から消費に至る食の安全・安心の確保に積極的に取り組んできました。

一方で、栄養の偏りや不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、伝統的な食文化の喪失等の問題から、生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむ食育を推進するため、食育基本法が制定され、平成17年7月に施行されました。

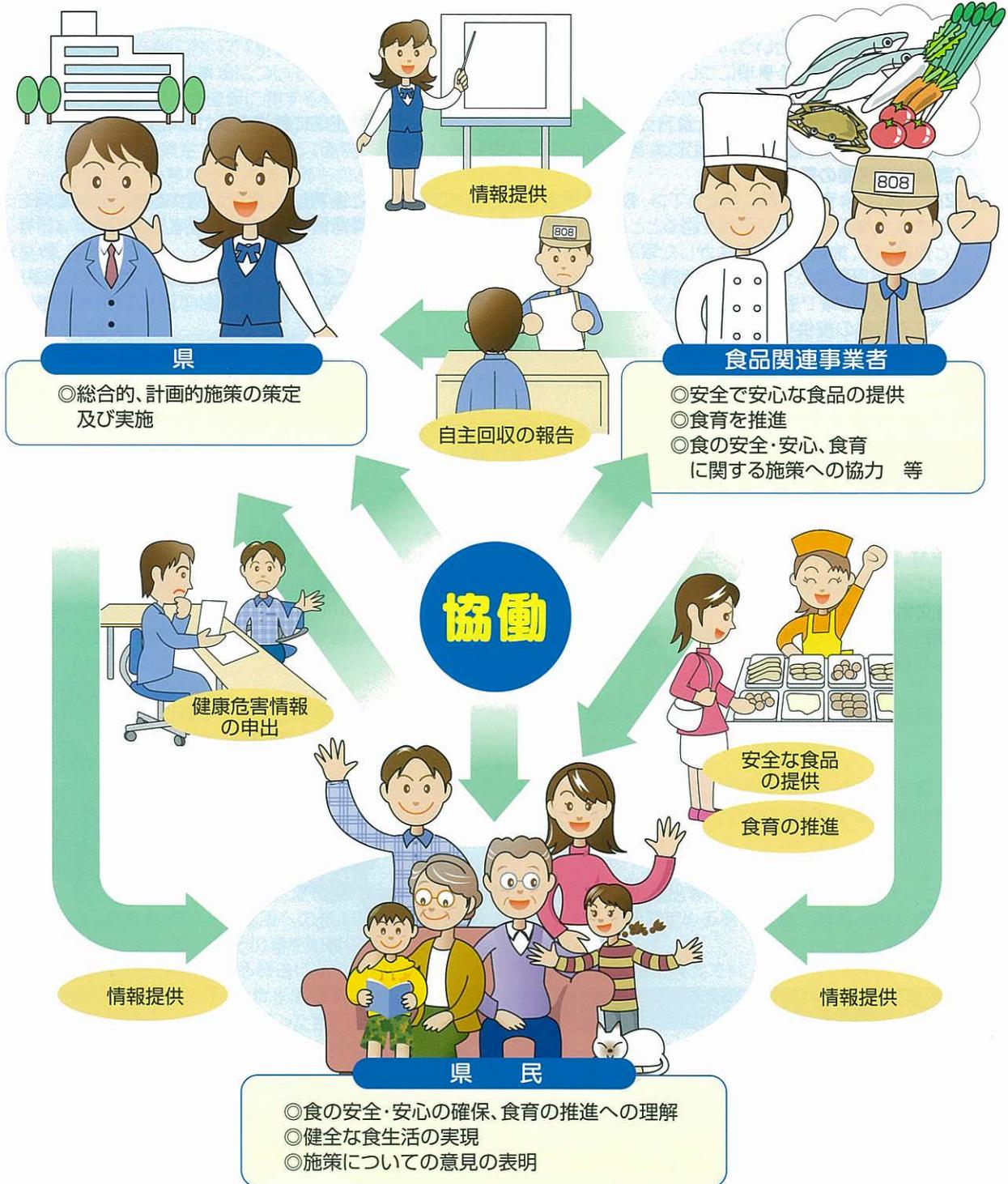
県民が安心できる食生活を営むためには、食の安全・安心の確保と食育の推進に一体的に取り組むとともに、生産から消費に至るすべての関係者が食の重要性を認識し、県、事業者及び県民が、それぞれの立場で食の安全・安心の確保と食育の推進に努める必要があります。

このため、食の安全・安心の確保及び食育の推進について、基本理念を定め、県、食品関連事業者等の責務や県民の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本的な事項等を定めることにより、食の安全・安心の確保及び食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に展開することで、県民の健康で豊かな生活の実現に寄与する必要があると考え、条例を制定しました。



食の安全・安心の確保と食育の推進を関係者の協働のもと
総合的に進めます。

関係者の責務・役割



食の安全・安心の確保

(平成19年4月1日施行)

自主回収の報告

食品関連事業者は、自ら製造、販売などした食品等が、人の健康に悪影響を及ぼすおそれがあるために回収に着手した場合、直ちにその旨を知事に報告しなければなりません。

健康危害情報の調査等

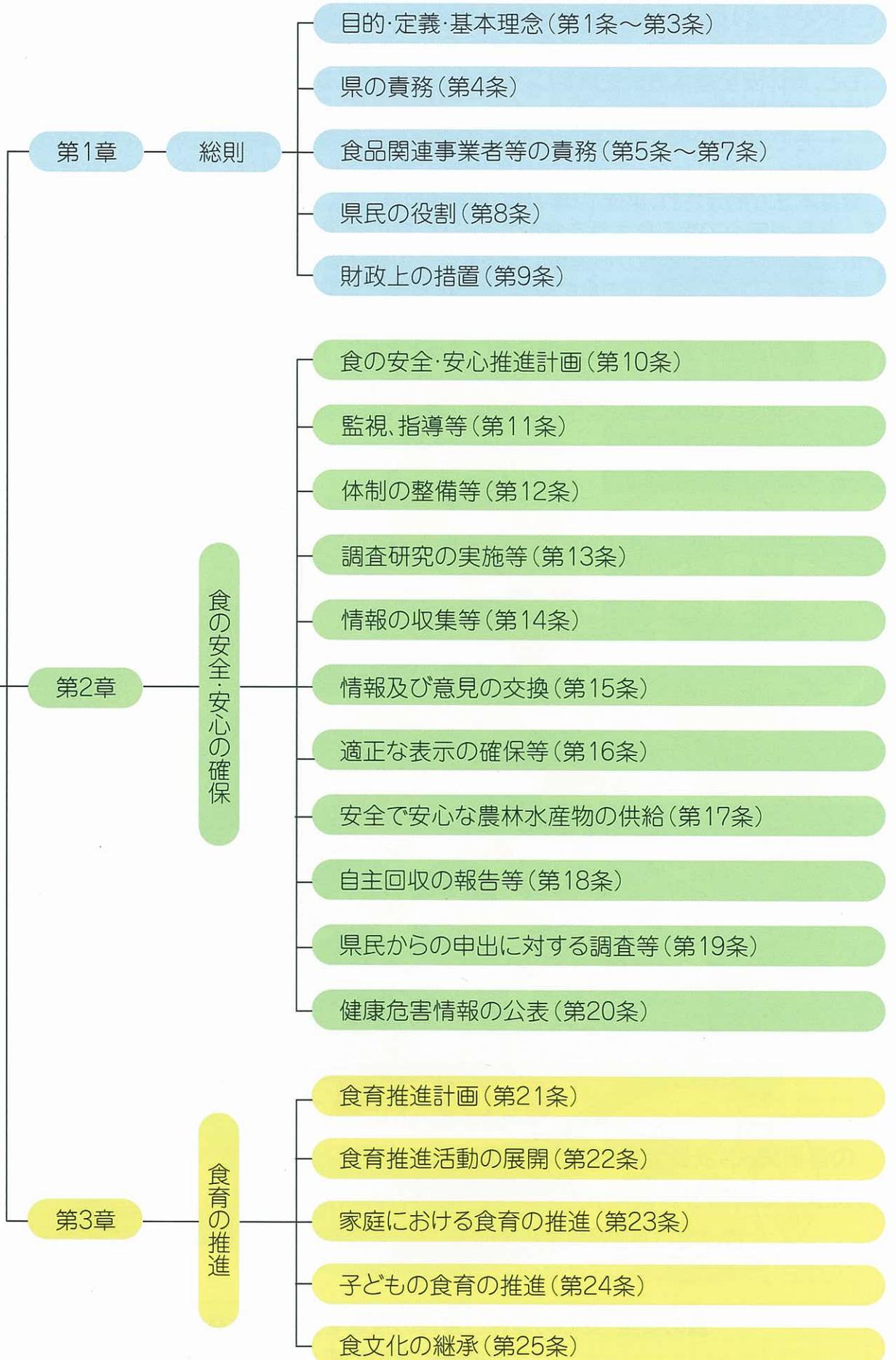
知事は、食品等が人の健康に危害を及ぼし、又はそのおそれがあるとして、県民から申出があったときは、速やかに調査を行い、適切な措置を講じます。

健康危害情報の公表

知事は、食品等による人の健康への危害を未然に防止し、又はその拡大を防止するため、食品等が人の健康に重大な危害を及ぼすと認められるときは、県民に情報を公表します。

条例の体系図

岡山県食の安全・安心の確保及び食育の推進に関する条例



岡山県食の安全・安心の確保及び食育の推進に関する条例

[平成18年岡山県条例第79号]

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、県民の生命及び健康に対する食の重要性にかんがみ、食品の安全性及び信頼性(以下「食の安全・安心」という。)の確保並びに食育の推進に関し、基本理念を定め、県、食品関連事業者等の責務及び県民の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本的な事項等を定めることにより、食の安全・安心の確保及び食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に展開し、もって県民の健康で豊かな生活の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 食品 全ての飲食物(その原料又は材料として使用される農林水産物を含み、薬事法(昭和35年法律第145号)第2条第1項に規定する医薬品及び同条第2項に規定する医薬部外品を除く。)をいう。
- 二 食品等 食品並びに添加物^{*1}(食品衛生法(昭和22年法律第233号)第4条第2項に規定する添加物をいう。)、器具^{*2}(同条第4項に規定する器具をいう。)及び容器包装^{*3}(同条第5項に規定する容器包装をいう。)をいう。
- 三 食品関連事業者 食品安全基本法(平成15年法律第48号)第8条第1項に規定する食品関連事業者^{*4}をいう。
- 四 教育関係者等 食育基本法(平成17年法律第63号)第11条第1項に規定する教育関係者等^{*5}をいう。
- 五 農林漁業者等 食育基本法第11条第2項に規定する農林漁業者等^{*6}をいう。

(基本理念)

第3条 食の安全・安心の確保及び食育の推進は、県民の健康の保護及び増進並びに豊かな人間形成に資することが最も重要であるという基本的認識の下に、関係者の協働により行われなければならない。

- 2 食の安全・安心の確保は、食品等の生産から消費に至る一連の行程の各段階において、食品等による人の健康への悪影響を未然に防止する観点から、科学的知見に基づき適切に行われなければならない。
- 3 食の安全・安心の確保は、県及び食品関連事業者による食の安全・安心の確保に関する情報の積極的な公開並びに県、食品関連事業者及び県民による食の安全・安心の確保に関する情報の共有及び相互理解を図ることにより行われなければならない。
- 4 食の安全・安心の確保は、環境への負荷(人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。第17条において同じ。)ができる限り低減されるよう配慮した上で行われなければならない。
- 5 食育の推進は、家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる場所において、食について考える機会を確保し、食をはぐくむ環境を整備することにより、県民が自らの食生活に関心を持ち、食を楽しみ、食に対する理解を深めるとともに、食に関する知識及び健全な食生活を実践するための技術を身に付けることを目指して行われなければならない。
- 6 食育の推進は、県、県民、食品関連事業者、教育関係者等、農林漁業者等その他の関係者すべての相互理解の下に、自発的意思を尊重しつつ、誰もが参加しやすい形で行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、食の安全・安心の確保及び食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、県民、食品関連事業者、教育関係者等、農林漁業者等その他関係機関との連携に努めるものとする。
- 3 県は、第1項の施策を地域の実情に応じて、策定し、及び効果的に実施するため、市町村との連携を図るものとする。

(食品関連事業者の責務)

第5条 食品関連事業者は、基本理念ののっとり、自らが食の安全・安心の確保について第一義的責任を有していることを認識し、安全で安心な食品を提供するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 食品関連事業者は、基本理念ののっとり、その事業活動に関し、食育の推進に自ら努めるとともに、県が実施する食の安全・安心の確保及び食育の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(教育関係者等の責務)

第6条 教育関係者等は、基本理念ののっとり、食の安全・安心を確保するために必要な措置を講じ、食育の推進に自ら努めるとともに、県が実施する食の安全・安心の確保及び食育の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(農林漁業者等の責務)

第7条 農林漁業者等は、基本理念ののっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるとともに、県が実施する食の安全・安心の確保及び食育の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の役割)

第8条 県民は、基本理念ののっとり、食の安全・安心の確保及び食育の推進に関する理解を深め、食に関する適切な判断力を養い、健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、県が実施する食の安全・安心の確保及び食育の推進に関する施策について意見を表明するよう努めることにより、食の安全・安心の確保及び食育の推進に積極的な役割を果たすものとする。

(財政上の措置)

第9条 県は、食の安全・安心の確保及び食育の推進に関する施策を円滑に実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 食の安全・安心の確保

(食の安全・安心推進計画)

第10条 知事は、食の安全・安心の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、岡山県食の安全・安心推進計画(以下この条において「計画」という。)を策定するものとする。

2 計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食の安全・安心の確保に関する総合的な施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、計画を策定するに当たっては、県民、食品関連事業者、教育関係者等及び農林漁業者等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、計画を策定したときは、速やかに公表するものとする。

5 前2項の規定は、計画の変更について準用する。

(監視、指導等)

第11条 県は、食の安全・安心を確保するため、食品等の生産から販売に至る一連の行程について、一貫した監視、指導、検査その他の必要な措置を講ずるものとする。

(体制の整備等)

第12条 県は、食の安全・安心の確保に重大な影響を及ぼす事態を未然に防止し、及び当該事態に迅速かつ適切に対処するため、必要な体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究の実施等)

第13条 県は、食の安全・安心を確保するため、必要な調査研究を行うとともに、その成果の普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集等)

第14条 県は、食の安全・安心に関する最新の情報その他科学的知見に基づく情報の収集、整理、分析等を行い、県民及び食品関連事業者に対し、必要な情報の提供を行うものとする。

(情報及び意見の交換)

第15条 県は、食の安全・安心の確保に関し、県民と食品関連事業者が相互に理解を深めるため、情報及び意見の交換の機会を提供するものとする。

2 食品関連事業者は、食の安全・安心を確保するため、県民に対し自らの事業活動に関する正確かつ適切な情報の提供に努めるものとする。

(適正な表示の確保等)

第16条 県は、食品の適正な表示が確保されるよう関係法令の適切な運用を図るとともに、食品の表示に係る制度の普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

(安全で安心な農林水産物の供給)

第17条 県は、安全で安心な農林水産物の安定的な供給のため、農林水産物の生産に係る履歴の記録及び管理が適切に実施されるとともに、環境への負荷の低減に配慮した生産方式が導入されるよう、技術の開発、その成果の普及その他の必要な措置を講ずるものとする。

(自主回収の報告等)

第18条 食品関連事業者は、その生産し、製造し、輸入し、加工し、又は販売した食品等の自主的な回収に着手した場合であって、当該食品等が人の健康への悪影響の発生を防止する観点から規則で定める場合に該当するときは、規則で定めるところにより、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の規定による報告に係る回収の措置が、人の健康への悪影響の発生を防止する上で適切でないと認めるときは、当該報告を行った食品関連事業者に対し、回収の実効性を確保するための指導を行うことができる。

3 第1項の規定による報告を行った食品関連事業者は、当該報告に係る回収を終了したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

(県民からの申出に対する調査等)

第19条 知事は、食品等が人の健康に危害を及ぼし、又はそのおそれがあるとして、県民から適切な措置を講ずるよう申出があったときは、必要に応じ関係機関と連携して速やかに調査を行い、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるものとする。

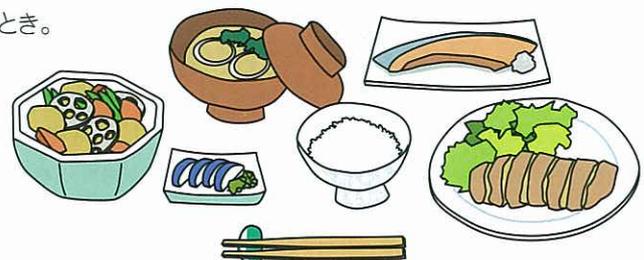
(健康危害情報の公表)

第20条 知事は、食品等による人の健康への危害を未然に防止し、又はその拡大を防止するため、次の各号のいずれかに該当するときは、県民に必要な情報を公表するものとする。

一 前条の調査の結果、当該食品等が人の健康に重大な危害を及ぼすと認められるとき。

二 関係法令の規定に違反し、人の健康に重大な危害を及ぼすと認められる食品等が流通しているとき(関係法令の規定により公表されたときを除く。)

三 その他公表することが公益上必要であると認められるとき。



第3章 食育の推進

(食育推進計画)

第21条 知事は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、岡山県食育推進計画(以下この条において「計画」という。)を策定するものとする。

2 計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 食育の推進に関する総合的な施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 第10条第3項及び第4項の規定は、計画の策定及び変更について準用する。

(食育推進活動の展開)

第22条 県は、食育の推進に当たっては、教育関係者等及び農林漁業者等と連携して、食育に関する専門的な知識を有する人材の育成及び活用を図るとともに、県民、食品関連事業者、教育関係者等、農林漁業者等、ボランティア等と連携して、地域の特色を生かした取組を促進するものとする。

2 県は、県民が食について考える機会を確保し、食に対する理解を深めることができるよう、健全な食生活の実践、地産地消(地域で生産された農林水産物を当該地域で消費することをいう。第24条において同じ。)の推進等に関する情報の提供を行うものとする。

3 県は、県民、食品関連事業者、教育関係者等、農林漁業者等、ボランティア等が行う食育の推進に関する活動が相互の連携により展開されるよう、情報及び意見の交換の機会を提供するものとする。

(家庭における食育の推進)

第23条 県は、食育において家庭が重要な役割を担っているとの認識の下に、家庭における健全な食習慣が確立されるよう、教育関係者等、農林漁業者等、ボランティア等と連携して、家族で参加する料理教室その他の食を楽しみながら食に関する理解を深める機会の提供等により、家庭における食育の推進を支援するものとする。

(子どもの食育の推進)

第24条 県は、県民が子どもの時から健全な食習慣と食を選択する力を自ら身に付けることができるよう、教育関係者等、農林漁業者等、ボランティア等と連携して、給食における地産地消の推進、食に関する様々な体験学習を行うこと等により、食育の推進を図るものとする。

(食文化の継承)

第25条 県は、県民が地域の伝統ある優れた食文化への理解を深め、これを継承していく活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。



附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第18条から第20条までの規定は、平成19年4月1日から施行する。

- ※1 添加物とは、食品の製造の過程において又は食品の加工若しくは保存の目的で、食品に添加、混和、浸潤その他の方法によって使用する物。
- ※2 器具とは、飲食器、割ぼう具その他食品又は添加物の採取、製造、加工、調理、貯蔵、運搬、陳列、授受又は摂取の用に供され、かつ、食品又は添加物に直接接触する機械、器具その他の物。ただし、農業及び水産業における食品の採取の用に供される機械、器具その他の物は含まない。
- ※3 容器包装とは、食品又は添加物を入れ、又は包んでいる物で、食品又は添加物を授受する場合そのまま引き渡すもの。
- ※4 食品関連事業者とは、肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある農林漁業の生産資材、食品(その原料又は材料として使用される農林水産物を含む。)若しくは添加物又は器具若しくは容器包装の生産、輸入又は販売その他の事業活動を行う事業者。
- ※5 教育関係者とは、教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健(以下「教育等」という。)に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体。
- ※6 農林漁業者等とは、農林漁業者及び農林漁業に関する団体。



条例に関するQ & A

Q1 この条例の特徴は、どのようなところですか？

県民の健康で豊かな生活の実現のためには、食の安全・安心の確保と食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に展開することが必要と考え、食の安全・安心と食育を一つの条例にしました。



Q2 条例の制定で何を目標しているのですか？

食の安全・安心の確保及び食育の推進に関し、基本理念を定め、関係者の責務と役割を明らかにして、総合的かつ計画的な施策を策定し、関係者の協働により施策を実施することで、

- ①県民の健康の保護、増進
- ②県民に信頼される安全・安心な食品の生産・供給
- ③豊かな人間性をはぐくむための食育の推進を目指しています。



Q3 県民や食品関連事業者に対する情報提供は、どのようなものですか？

県民や食品関連事業者に対し、科学的知見に基づく情報などの必要な情報の提供を行うことや、食品等による人の健康への危害を防止するための情報提供を行うことを規定しています。



Q4 県は「食育」にどのように取り組んでいくのですか？

県では、食育の理念や基本方針、食育推進計画の策定などについて、この条例に規定し、家庭、学校、地域、ボランティア等と協働し、健全な食生活の実践や地産地消の推進、食文化の継承等幅広い取組を行っています。



●問い合わせ先

岡山県保健福祉部生活衛生課食の安全推進班

〒700-8570 岡山市内山下2-4-6 TEL.086-226-7338 FAX.086-231-1434

岡山県保健福祉部保健福祉課地域保健福祉班

〒700-8570 岡山市内山下2-4-6 TEL.086-226-7317 FAX.086-234-2456

生活衛生課ホームページ

<http://www.pref.okayama.jp/hoken/seiei/kanei.htm>

保健福祉課ホームページ

<http://www.pref.okayama.jp/hoken/hohuku/hohuku.htm>

